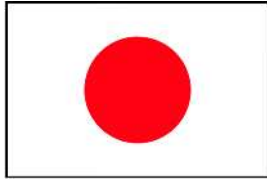


源泉所得税の改正のあらまし



日ギリシャ租税条約関係



令和6年12月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約」（以下「条約」といいます。）が令和6年12月5日に発効し、源泉所得税については令和7年1月1日から適用が開始されることになりました。

これまで、我が国とギリシャ共和国の間では租税条約が存在しませんでした。両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに条約が締結されました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットや条約の条文をご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

（注） このパンフレットは、条約の概要を説明したもので、令和6年12月5日現在の法令等に基づいて作成しています。

詳しくは、財務省ホームページに掲載されている条約の条文（http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20231101Gre_j.pdf）をご参照ください。

1 配当、利子及び使用料に対する課税の概要

配当、利子及び使用料については、原則として、次のとおり源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減・免除されました。【条約第10条～第12条】

	我が国の所得税法	条 約
配 当	20%	5%（議決権保有割合10%以上・保有期間6月以上） ^{（注）} 10%（その他）
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	免税（政府受取等） 10%（その他）
使用料	20%	5%

（注） 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

2 配当、利子及び使用料以外の所得に対する課税の概要

配当、利子及び使用料以外の所得について、主に次の規定が設けられました。

- （1） 一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務につき取得する報酬について、その課税年度において開始し、又は終了するいずれの12か月の期間においても、その報酬の受領者がその他方の締約国内に滞在する期間が合計183日を超えないことなど、一定の要件を満たす場合には、その一方の締約国

においてのみ租税を課することができることとされました。【条約第 14 条】

- (2) 一方の締約国の居住者が受益者である一定の退職年金等について、その一方の締約国においてのみ租税を課することができることとされました。【条約第 17 条】
- (3) 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する一定の学生又は事業修習者がその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（その一方の締約国外から支払われるものに限ります。）について、その一方の締約国において租税が免除されることとされました。ただし、事業修習者については、その一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から 1 年を超えない期間についてのみ租税が免除されます。【条約第 19 条】

3 条約の特典を受ける権利の制限

一定の場合に、第三国に存在する恒久的施設に帰せられる所得に対し条約に基づく特典を与えない規定（第三国恒久的施設濫用防止規定）が設けられました。【条約第 28 条】

4 条約の適用手続

ギリシャ共和国の居住者が支払を受ける所得について、条約の規定に基づき租税の軽減又は免除を受けようとする場合には、令和 7 年 1 月 1 日以後最初にその所得の支払を受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」（添付書類を含みます。）を、源泉徴収義務者を經由してその源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

5 条約の適用時期

源泉所得税に関しては、条約は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものについて適用されます。【条約第 29 条】

したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、原則として、その支払期日が令和 7 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることになります。また、支払期日が定められていないものについては、原則として、実際に支払を行った日が令和 7 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
- 源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターにお尋ねください。

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、以下の国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。
（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm）

